

◆申告期限の延長申請に係る改正について◆

平成 29 年度税制改正により、平成 29 年 4 月 1 日以後に申請する確定申告書の提出期限の延長申請について以下のとおり改正が行われております。

○ 期限延長の特例の追加（地方税法第 72 条の 25 第 3 項、第 5 項）

定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（定款等）の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、事業年度終了の日から 2 月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるときは、3 月以内（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内）に申告納付することができる。

- 一 会計監査人を置いている場合で、かつ定款等の定めにより 3 月以内に定時総会が招集されない常況にある場合は、3 月を超え 6 月を超えない範囲内の月数の期間内（最大 4 月延長）
- 二 特別の事情があることにより 3 月以内に定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情がある場合は、3 月を超える月数の期間内

※ 連結法人は 3 月を 4 月と読み替えてください。

○ 添付書類の義務化（地方税法施行令第 24 条の 4 第 3 項、第 24 条の 4 の 3 第 1 項）

定款等の定めにより、事業年度終了の日から 2 月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることを理由に延長申請を提出する場合は、定款等の写し（コピー可）を添付しなければならないこととされました。

※ 申告書の提出期限の延長申請は、「申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書（地方税法施行規則第 13 号の 2 様式）」をご使用いただき、福岡県ホームページからダウンロードすることができます。